

に際して用いられている項目や指標であることから、比較によって障害者の生活時間の特色を浮かび上がらせるための基礎作業であるといえる。

そこで、調査結果の検討に先立ち、まず、本報告で扱う範囲での「社会生活基本調査」であつかわれている項目と指標を、次に、「稲城調査」と「富士調査」の特色を確認しておく。

2) 「社会生活基本調査」の調査項目と指標

「社会生活基本調査」では、15分単位で20種類の行動について生活時間を調査している。「稲城調査」と「富士調査」も基本的には、「社会生活基本調査」の調査設計に基づいた上で、障害者の生活実態を把握する目的から、独自項目を加えている。これらの行動の種類を表1に示す。なお、1次活動、2次活動、3次活動とは、それぞれ、次のような区分をしめす。すなわち、1次活動とは睡眠、食事など生理的に必要な活動、2次活動とは仕事や家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動、3次活動とは余暇活動など各人の自由時間における活動である。

表1 行動の種類

		社会生活 基本調査	稲城調査 及び 富士調査	備考
1 次 活 動	睡眠	○	○	「身の回りの用事」は、障害によって時間がかかることを想定し、「衣服の着脱」「排泄」「入浴」の3項目に細分化
	身の回りの用事	○		
	衣服の着脱		○	
	排泄		○	
	入浴		○	
2 次 活 動	食事	○	○	
	通勤・通学	○	○	
	仕事	○	○	
	学業	○	○	
	その他社会活動		○	
	家事	○	○	
	介護・看護	○	○	
育児	○	○		
3 次 活 動	買い物	○	○	
	移動(通勤・通学を除く)	○	○	
	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	○	○	
	休養・くつろぎ	○	○	
	学習・研究(学業以外)	○	○	
	趣味・娯楽	○	○	
	スポーツ	○	○	
	ボランティア活動・社会参加活動	○	○	
交際・付き合い	○	○		
	受診・療養	○	○	

また、「社会生活基本調査」では、平均時間について、総平均と行動者平均の2つをとっている。すなわち、総平均は該当する種類の行動をしなかった人を含む全員についての平

均であるのに対し、行動者平均とは、該当する種類の行動をした人のみについての平均時間のことである。また、調査日に当該行動を起こした人（行動者数）の全体に占める割合をみた行動者率が示され、それは次のような数式で算出される。

$$\text{行動者率} = (\text{行動者数} / \text{属性別の人口}) \times 100 (\%)$$

なお、「社会生活基本調査」では、平均時間や行動者率の算出においては、調査曜日の傾斜計算や、人口比率の推計を用い、結果に補正が施されているが、「稲城調査」及び「富士調査」においては、第1日目の結果を加工せずに示している。

3) 「稲城調査」と「富士調査」の特色

前述のように、本調査では、「稲城調査」と「富士調査」の第1日目の生活時間調査の結果を用いるが、両調査の調査第1日目の曜日は、表2となっている。このように、「稲城調査」の方が平日が多い結果となっている点を留意する必要がある。

また、それぞれの調査において、調査対象者（本人）の日常生活の自立の状況を示したものが表3である。この結果は、とりわけ、「一緒にいた人」の結果をみる際（5節）、留意が必要であろう。

表2 第1日目の曜日

	稲城調査		富士調査	
	度数	%	度数	%
月曜日	15	12.0	22	19.5
火曜日	23	18.4	20	17.7
水曜日	14	11.2	11	9.7
木曜日	22	17.6	12	10.6
金曜日	21	16.8	13	11.5
土曜日	7	5.6	19	16.8
日曜日	16	12.8	13	11.5
不詳	7	5.6	3	2.7
合計	125	100.0	113	100.0

表3 日常生活の自立の状況

	稲城調査		富士調査	
	度数	%	度数	%
何らかの障害等を有するが日常生活はほぼ自立しており独力で外出	69	53.5%	70	61.9%
屋内での生活はおおみね自立しているが介助なしには外出できない	34	26.4%	12	10.6%
屋内での生活は何らかの介助を要し日中もベッド上での生活が主体	12	9.3%	3	2.7%
日中ベッド上で過ごし排泄・食事・着替において介助を要する	6	4.7%	6	5.3%
不詳	8	6.2%	22	19.5%
合計	129	100.0%	113	100.0%

3. 行動の種類別生活時間の比較

行動の種類別の平均時間について、「社会生活基本調査」「稲城調査」「富士調査」のそれぞれの結果は表4の通りである。活動区分毎に、それぞれの特徴をみていこう。

表4 行動の種類：平均時間

	10歳以上人口(千人)	1次活動						2次活動						3次活動						時間(分)					
		睡眠	身の回りの用事	衣服の着脱	排泄	入浴	食事	通学・通学	仕事	学業	その他社会活動	家事	介護・看護	育児	買い物	移動(通学を除く)	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	休養・くつろぎ	学習・研究(学業以外)	趣味・娯楽	スポーツ	ボランティア活動・社会参加活動	交際・付き合い	受診・療養	その他
週全体																									
社会生活調査	総数	113,095	7.45	1.13	—	—	1.38	0.31	3.39	0.40	—	1.25	0.03	0.13	0.24	0.32	2.32	1.20	0.14	0.42	0.13	0.04	0.26	0.08	0.16
	男	55,084	7.52	1.02	—	—	1.36	0.41	4.56	0.43	—	0.13	0.01	0.03	0.14	0.32	2.38	1.19	0.14	0.50	0.16	0.04	0.25	0.07	0.14
	女	58,011	7.38	1.23	—	—	1.41	0.22	2.27	0.37	—	2.34	0.05	0.22	0.33	0.33	2.26	1.21	0.13	0.35	0.10	0.05	0.27	0.10	0.18
稲城調査	合計	N=125	8.09	—	0.33	0.34	0.32	1.35	0.35	2.42	0.10	0.25	0.04	0.01	0.23	0.42	2.22	2.01	0.19	0.38	0.07	0.01	0.18	0.31	0.22
	身体障害者	N=88	7.54	—	0.37	0.38	0.31	1.35	0.35	2.27	0.15	0.23	1.09	0.06	0.22	0.39	2.26	1.42	0.22	0.41	0.06	0.02	0.23	0.39	0.28
	知的障害者	N=16	8.41	—	0.23	0.31	0.27	1.45	0.33	3.34	0.00	0.16	0.06	0.00	0.17	1.02	2.47	2.46	0.08	0.23	0.08	0.00	0.00	0.04	0.09
	精神障害者	N=18	8.46	—	0.23	0.19	0.37	1.28	0.37	3.11	0.00	0.45	0.36	0.00	0.38	0.38	1.34	2.59	0.16	0.11	0.15	0.03	0.13	0.25	0.07
	重複障害者	N=3	8.50	—	0.45	0.40	0.45	1.40	0.25	2.30	0.00	0.00	0.15	0.00	0.00	0.55	2.50	1.30	0.00	2.55	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
富士調査	合計	N=113	8.09	—	0.20	0.26	0.25	1.30	0.27	1.58	0.00	0.90	1.15	0.04	0.21	0.21	3.32	2.01	0.60	0.33	0.07	0.01	0.31	0.32	0.11
	身体障害者	N=75	7.48	—	0.21	0.23	0.27	1.36	0.23	1.39	0.00	0.11	1.09	0.06	0.28	0.23	3.29	2.36	0.20	0.27	0.06	0.02	0.29	0.47	0.15
	知的障害者	N=8	7.43	—	0.13	0.23	0.24	1.17	0.49	3.56	0.00	0.00	0.06	0.00	0.11	0.02	5.41	0.41	0.08	1.38	0.08	0.00	0.00	0.04	0.09
	精神障害者	N=14	8.40	—	0.13	0.36	0.26	1.17	0.36	2.60	0.00	0.12	0.48	0.00	0.10	0.21	3.38	1.53	0.13	0.00	0.00	0.03	1.11	0.40	0.07
	重複障害者	N=7	9.24	—	0.32	0.41	0.19	1.39	0.39	2.54	0.00	0.00	0.40	0.00	0.00	0.21	3.17	2.41	0.00	0.24	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	非手帳保持者	N=9	11.20	—	0.17	0.22	0.17	1.30	0.17	1.57	0.00	0.00	0.55	0.00	0.00	0.20	2.50	2.13	0.00	1.32	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

1次活動では、「稲城調査」「富士調査」ともに「社会生活基本調査」に比べて睡眠時間が長く、特に重複障害者の睡眠時間が長くなっている。身の回りの用事については、我々の調査においては、さらに細分化して把握したが、その目的の通り、どの項目についても調査対象者の記載を得ることができた。例えば、「稲城調査」「富士調査」双方において、排泄は平均約40分の結果を得ており、障害のないものよりも身の回りの用事に関して障害ゆえに時間が費やされる傾向が把握される。

2次活動の中で、仕事については、「社会生活基本調査」に比べて我々の調査結果の方が時間が短くなっているものの、知的障害者については、「稲城調査」は「社会生活基本調査」と同レベルの時間とであり、「富士調査」では「社会生活基本調査」よりも長い平均時間となっている。しかしながら、家事についてみると、知的障害者の平均時間は我々の調査ではどちらも極めて短い結果となっている。

3次活動については、「稲城調査」と「富士調査」では、特色の違いがみられた。例えば、休養・くつろぎの時間は、「社会生活基本調査」に比べて、我々の調査データの方が約40分程度長くなっている点は共通しているが、「稲城調査」においては知的障害者と精神障害者が、「富士調査」については身体障害者と重複障害者が、「社会生活基本調査」の平均時間の約2倍となっている。また、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌の平均時間については、「社会生活基本調査」に比べて「稲城調査」の平均時間は短くなっているのに対し（ただし、知的障害者は若干、「稲城調査」の方が長い）、「富士調査」の方は長くなっており、特に知的障害者は5時間を越えていることが特徴的である。また、交際・付き合いについても、「稲城調査」は「社会生活基本調査」に比べて平均時間が短くなっているのに対し、「富士調査」は長くなっている。ただし、「富士調査」の中でも精神障害者の平均時間が特に長くなっていることから、調査対象者の協力を得た過程の影響を考慮する必要がある。

4. 時間帯別にみる行動者率

前節において特徴的だった行動の種類について、調査結果から障害者の生活パターンを把握してみる。

すなわち、「社会生活基本調査」に比べて我々の調査結果の平均時間の方が短かった仕事と、逆に平均時間が長かった睡眠及び休養・くつろぎについて、時間帯による行動者率をみる。これらは、通常の私たちの生活時間を振り返ってみれば、相反する関係——仕事の時間が長ければ、睡眠や休養・くつろぎの時間が短くなる——とも考えられ、障害者の生活時間実態を把握する上でも、有効な示唆が得られよう。

3次活動からは、比較的単独で楽しむ行動と想定されるテレビ・ラジオ・新聞・雑誌と、複数の人たちとの交流を示す交際・付き合いの2つに着目してみる。

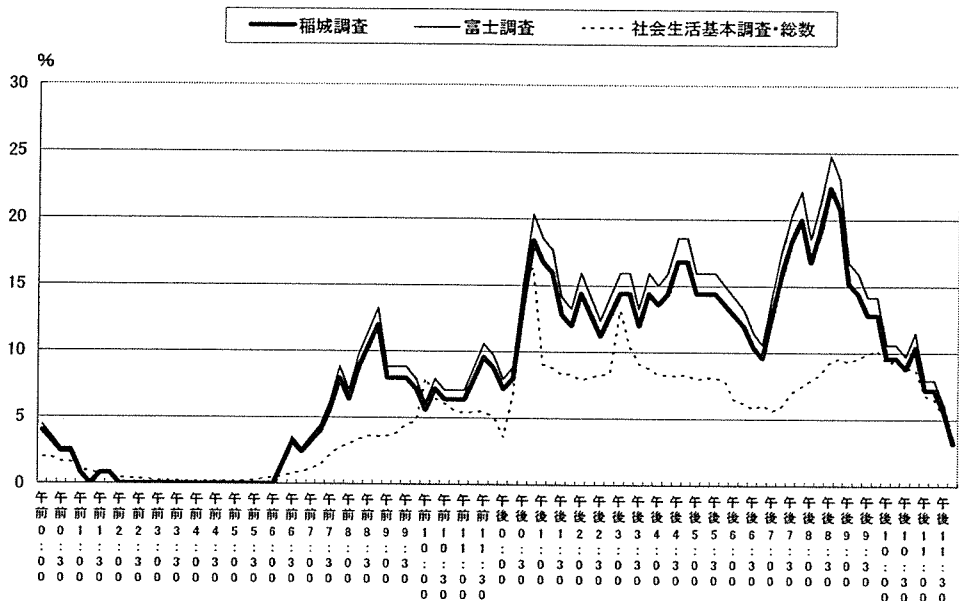
1) 仕事

グラフ1には、我々の調査結果は、「社会生活基本調査」に比べて、ほぼいずれの時間帯でも行動者率が低い上に、時間帯の幅が短いことが明確に現れている。

3) 休養・くつろぎ

休養・くつろぎの結果をみると、「社会生活基本調査」に比べると、我々の調査結果では、午前8時前後、午後4時前後、午後7前後の3つの時間帯でとりわけ行動者率が高くなっている。また、「社会生活基本調査」では、午後の時間帯において、午後0時30分と午後3時に一度行動者率が高くなり、その前後は低くなる傾向があり、仕事・勤務の休憩時間であることが推測されるのに対し、「稲城調査」「富士調査」とも、同時刻の行動者率が高くなる傾向は同様であるもの、その前後の時間帯ではさほど行動者率が低くなっていない傾向が読み取れる。

グラフ3 休養・くつろぎの行動率の比較



4) 小括

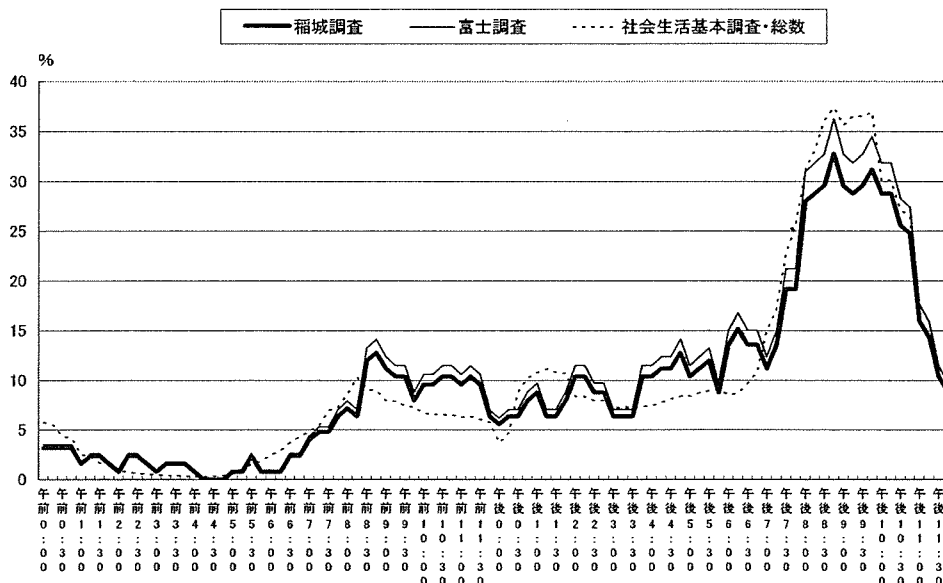
仕事の行動者率と休養・くつろぎの行動者率の結果を合わせて考えると、障害者の生活時間は、「社会生活基本調査」に比べて、仕事の時間帯が限られていることがより浮き彫りになっていると考えられる。仕事の時間帯が短いから休養・くつろぎが増えているのか、障害ゆえに身体的精神的理由により休養を必要としているから仕事の時間帯が短くなっているのか、この調査からは、その因果関係がいずれなのかを断定することはできない。しかしながら、仕事の時間帯が「社会生活基本調査」のそれと比べて、限られた時間帯となっていることは、確認しておきたい。

5) テレビ・ラジオ・新聞・雑誌

テレビ・ラジオ・新聞・雑誌についての行動者率の時間帯による変動は、3つの調査結果ともにあまり傾向の違いがないが、「社会生活基本調査」では、午前と午後一度行動者

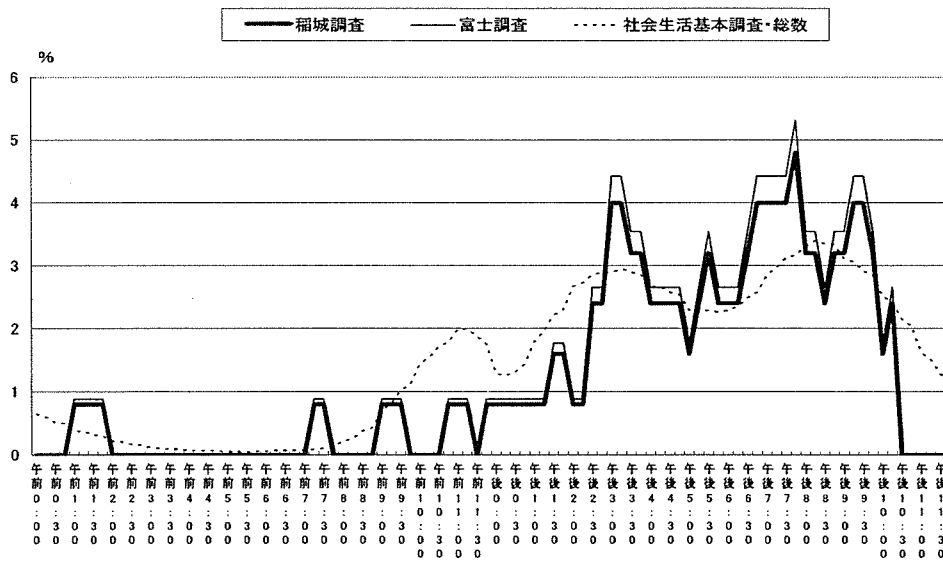
率が減っているのに対し、我々の調査では午前も午後も一定程度の率で推移している点特徴的である。

グラフ4 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌の行動率の比較



6) 交際・付き合い

グラフ5 交際・付き合いの行動率の比較



交際・付き合いの行動者率のグラフによれば、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌と同様に、3つの調査結果におけるグラフの変動には同じような傾向がみられるが、「社会生活基本調

査」では午後 10 時以降も一定割合の行動者率が見られるのに対し、我々の調査では、それがほとんどない結果となっている。

以上、4 節では、限られた行動の種類ではあるが、行動者率の結果を見てきた。次に、一緒にいた人の結果を比較する。

5. 一緒にいた人の比較

「社会生活基本調査」においては、一緒にいた人を、「会話をしようと思えば、その人と普通に話しができる程度の距離にいる人のこと」としており、我々の調査においても、それを踏襲している。我々の調査においては、障害者の特性を考慮し、ヘルパー等職業介助者、看護師、ボランティア、協力員その他を、独自に設定した。

一緒にいた人について、行動者平均時間と、行動者率について、それぞれ示した結果が表 5 である。

行動者平均時間の結果をみると、「社会生活基本調査」に比べて、「稲城調査」「富士調査」のいずれも、精神障害者の一人である時間が長く、家族という時間が短くなっている。また、知的障害者については、「稲城調査」「富士調査」双方が家族という時間が長くなっている。

我々の調査における独自項目については、「稲城調査」の方がヘルパー等職業介助者という時間が長くなっている（後述）。ただし、知的障害者については、「富士調査」の時間の方が長い。

次に、一緒にいる人についての行動者率をみると、「社会生活基本調査」に比べると、我々の調査の方が家族と一緒にいる行動者率が低くなっているが——とりわけ、知的障害者と精神障害者について——、これらについては、居住形態の違いを考慮する必要がある。

独自項目については、「稲城調査」の方が「富士調査」に比べてヘルパー等職業介助者という行動者率もまた、高くなっている。「富士調査」の特徴として指摘できるのは、協力員その他の行動者率が 100%となっている点である。

我々の調査の独自項目として設定した中で、ヘルパー等職業介助者に関しては、行動者平均時間も、行動者率も、「富士調査」に比べて「稲城調査」の方が高い数値を示している。しかしながら、2-3) で示したように、「稲城調査」の方が介助を必要としている人が多くの割合を占めていることから順当な結果ともいえ、地域による介助制度の違いや、調査時期の違い——「稲城調査」は自立支援法施行前であり、「富士調査」は同法施行後に調査が実施されている——と、短絡的に結びつけることはできない。

表5 一緒にいた人

	人口 (1000)	一人で	家族	学校・ 職場の人	その他の人	ヘルパー等 職業介助者	看護師	ボランティア	協力員 その他	複数 回答
【行動者平均時間】 時間・分										
総数	113,095	12.49	6.44	8.26	4.06					
15歳以上	106,731	12.57	6.49	8.29	4.10					
65歳以上	21,410	14.54	8.29	6.00	3.53					
合計	N=121	14.23	6.59	6.09	—	9.03	3.00	1.30	5.08	3.31
身体障害	N=84	13.52	7.18	6.31	—	9.58	3.13	1.30	3.04	3.02
知的障害	N=16	13.14	9.35	7.34	—	1.40	1.45	0.00	11.00	0.00
精神障害	N=18	17.26	3.21	4.49	—	0.00	0.00	0.00	2.38	5.45
重複障害	N=3	16.10	3.35	4.15	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	N=113	15.27	6.39	7.09	—	4.03	3.00	0.00	4.08	3.57
身体障害	N=75	15.50	7.17	8.22	—	5.50	4.80	0.00	5.04	2.02
知的障害	N=8	12.43	8.15	6.34	—	4.30	0.00	0.00	0.00	0.00
精神障害	N=14	17.30	3.51	5.50	—	0.00	0.00	0.00	3.00	3.53
重複障害	N=7	14.47	4.58	7.40	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
非手帳保持者	N=9	19.10	3.33	5.15	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
【行動者率】 %										
総数	113,095	100.0	85.7	48.0	32.2					
15歳以上	106,731	100.0	85.0	45.7	32.2					
65歳以上	21,410	100.0	83.7	9.0	35.4					
合計	N=121	96.7	64.5	37.2	—	22.3	5.8	1.7	14.9	9.1
身体障害	N=84	95.2	73.8	26.2	—	28.6	7.1	2.4	8.3	10.7
知的障害	N=16	100.0	37.5	43.8	—	18.8	6.3	0.0	31.3	0.0
精神障害	N=18	100.0	38.9	77.8	—	0.0	0.0	0.0	33.3	11.1
重複障害	N=3	100.0	100.0	100.0	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	N=113	98.2	78.8	24.8	—	7.1	5.3	0.0	12.4	8.0
身体障害	N=75	98.7	84.0	17.3	—	8.0	5.3	0.0	9.3	5.3
知的障害	N=8	100.0	75.0	50.0	—	12.5	0.0	0.0	100.0	25.0
精神障害	N=14	92.9	57.1	42.9	—	0.0	0.0	0.0	21.4	28.6
重複障害	N=7	100.0	100.0	42.9	—	0.0	28.6	0.0	0.0	0.0
非手帳保持者	N=9	100.0	55.6	22.2	—	11.1	0.0	0.0	44.4	0.0

稲城調査

富士調査

稲城調査

富士調査

6. まとめと今後の課題

以上、「稲城調査」と「富士調査」で得られた結果から、限定的な範囲ながら、障害者の生活時間の把握を試みた。

「社会生活基本調査」と比較すると、仕事についての時間帯別行動者利率の違いが特に明確に示されたといえよう。仕事に関しては、本調査研究における、遠山真世による就労についての検討結果と合わせて考察することで、より重層的な考察を得ることが期待される。このような考察を通して、障害者の生活実態に即した就労支援施策への示唆を提示することができると思われる。

本稿における生活時間調査の検討は、言うまでもなく、限定的・中間的なものである。「稲城調査」「富士調査」の2つの調査結果を得た上で、今後、データの整備をより一層進める必要がある。「稲城調査」と「富士調査」とでは若干の違いがみられたもの——例えば、睡眠の時間帯——、全般的な傾向にはあまり差がなかった。我々の調査データは、ケース数も2つの調査でそれぞれ100数件と多くはない上に、障害種別にみるとそのケース数もまた少なくなってしまう。したがって、これからの作業としては、「稲城調査」と「富士調査」のデータを合わせて集計することで、障害種別の特色の検討も含めた、障害者の生活時間の把握の検討を進めたい。ただし、調査地域の違いが影響を与えている可能性が高い調査項目もあり——例えば、一緒にいた人、特に、本調査の独自項目に関して——、このような項目については、個別の調査票の検討も繰り返しながら、慎重に結果の分析を行うことが求められる。

生活時間調査については、2-1)で述べたように、先行研究の蓄積があり、また、大規模に実施されている「社会生活基本調査」が存在している。本調査の結果で特色がみられた仕事(≒就労)については、先行研究においても、労働や家事の文脈で、主要なテーマである。先行研究と比較することで、障害者の生活時間のより深い理解が得られよう。

1 『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究(厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業)』(主任研究者 勝又幸子、2006年3月),pp.73-83.

2 『日本社会福祉学会第54回全国大会 報告用紙集』,2006,pp.486-487.

3 統計による生活時間の先行研究の簡潔な紹介については、水野谷武志,2005,『雇用労働者の労働時間と生活時間 国際比較統計とジェンダーの視覚から』,御茶の水書房,pp.21-29.

4 1980年調査の結果が盛り込まれた『生活時間』以降、5年毎の調査を踏まえた研究が書籍となっている。伊藤セツ・天野寛子・森ます美・大竹美登利,1984,『生活時間:男女平等の家庭生活への家政学的アプローチ』,光生館;伊藤セツ・天野寛子編,『生活時間と生活様式』,光生館;天野寛子・伊藤セツ・森ます美・堀内かおる・天野晴子,1994,『生活時間と生活文化』,光生館;伊藤セツ・天野寛子・李基榮共編,2001,『生活時間と生活意識—東京・ソウルのサラリーマン夫妻の調査から』,光生館;伊藤セツ・天野寛子・天野晴子・水野谷武志編著,2005,『生活時間と生活福祉』,光生館。

5 例えば、水野谷前掲書。

6 直近の「社会生活基本調査」は、今年度(平成18年度)に実施されているため、今後、ほぼ同時期の調査データの比較が可能となる。

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

分担研究報告書

「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」

障害者世帯における本人収入と世帯収入の関係の検討

分担研究者 土屋 葉（愛知大学文学部 専任講師）

研究要旨

本報告では、「障害者生活実態調査」のうちの「基礎調査票 2」を中心的にとりあげ、障害者の本人収入および、世帯収入、これらの関係について分析を行った。また、福祉サービス利用状況について、家族類型に着目した分析を行った。

本人収入のみならず、従来見過ごされがちであった、世帯収入との関連、家計支出、家族の障害をもつ世帯メンバーへの経済的、身体的支援の度合い等が明らかになった。また障害別、世帯類型別、本人の性別による違いが浮き彫りにされた。

本人収入に関しては、とりわけ障害種別による差が明らかになった。比較的本人収入が高いのは、生殖家族における身体障害の男性のみであり、所得保障となりうるはずの障害にかかわる年金が所得保障として機能していない。

世帯収入にかんしては、世帯類型別の違いが明らかになった。本人収入が低く、他の世帯員の収入によって支えられているのは、とくに定位家族に顕著であった。福祉サービス利用からも同様の傾向が読み取れる。

これらからとくに精神障害者、知的障害者への所得保障（年金収入、雇用者所得）の面からの支援の必要性、世帯収入により負担額を決定する現行制度の見直しが必要であるという結論が導き出される。今回は、福祉サービス利用料の自己負担額をはじめとする、自立支援法施行前後の支出の変化について分析が行えなかった。今後の課題としたい。

A. 研究目的

障害者の所得水準を把握することは難しい。また世帯収入については、これまで取り上げられることが少なかったにもかかわらず、障害者を家族員に含む他のメンバーは、障害者を経済的、身体的に支えることが前提とされてきた。

そこで本研究では、昨年度にひきつづき「障害者生活実態調査」のうち「基礎調査票 2」を中心的にとりあげ、本人収入のみならず本人を含む世帯収入との関連、すなわち世帯員の一人が障害があることにより、世帯の家計にどのような影響をもたらしているのかを明らかにしたい。

B. 研究方法

本研究でもちいたデータのもととなる「障害者生活実態調査」の実施方法、および概要については、「調査の概要」に詳しく述べられている。本研究では、まず回答者本人の収入および世帯収入について、収入合計、内訳、年金受給状況、課税の状況について、障害別、性別、世帯類型別、世帯主であるか否か等に着目し、分析する。また福祉サービス利用について、利用頻度、自己負担金などについて、障害別、世帯類型別、身体の自立の状況別に分析する。

(倫理面への配慮)

調査を実施する際には、該当自治体の個人情報保護条例に抵触しない旨の確認を行い、データを入手した。さらに対象者に対しては、調査への協力は個人の自由選択であることを文書で伝え、調査協力に承諾した対象者のみを調査した。また調査票に基づくデータは、個人が特定できないように番号で管理されている。

C. 研究成果と考察

本人収入に関しては、とりわけ障害種別による差が明らかになった。所得保障となりうるはずの障害にかかわる年金が、所得保障として機能していない。唯一本人収入が高いのは、生殖家族における身体障害の男性のみであった。

世帯収入にかんしては、世帯類型別の違いが明らかになった。本人収入が低く、他の世帯員の収入によって支えられているのは、とくに定位家族に顕著であった。福祉サービス利用からも同様の傾向が読み取れる。

D. 結論

本研究を通じて、本人収入のみならず、従来見過ごされがちであった、世帯収入との関連、家計支出、家族の障害をもつ世帯メンバーへの経済的、身体的支援の度合い等が明らかになった。また障害別、世帯類型別、本人の性別による違いが浮き彫りにされた。

自立支援法後の世帯収支の変化を含め、前回調査との詳細な比較についても今後の課題としたい。

E. 研究の政策的含意

本稿で行った分析は前回と同じく、障害者の地域生活を支える制度設計の、基礎的データとなることが期待される。

本研究から明らかになったのは、全般的に低所得におかれている障害者（とりわけ精神障害者、知的障害者）への所得保障（年金収入、雇用者所得）の面からの支援の必要性である。とくに市場労働に従事した経験のない／雇用者収入が低い層へ（知的障害者、女性障害者）の支援体制の整備が必要であろう。この際、支給額に大きな差が出るような従来の年金保険制度の見直しも考える必要がある。

F. 研究発表

なし

G. 知的所有件の取得状況

なし

障害者世帯における本人収入と世帯収入との関係の検討

土屋 葉

1.はじめに

本研究では障害者世帯（障害者が世帯主である場合に限らず、障害者を家族員に含む世帯、単独世帯の場合は障害をもつ当事者が世帯主）の家計構造に焦点化し、障害をもつ人の本人収入のみならず、世帯収入および、世帯収入と本人収入の関係を明らかにすることを目的とする。

すでに指摘されているように、日本における障害者の所得水準を知るための統計調査は非常に少ない（同志社大学大学院埋橋ゼミ 2006：8）。また、「扶養義務」に象徴されるように、障害者を家族員に含む他のメンバーは、障害をもつ人を経済的に支えることが前提とされてきたにもかかわらず、世帯を家計の面から検討されてきたとは言い難い。ここでは、本人収入および、障害者世帯の障害者以外の構成員との収入の関係、すなわち世帯員の一人が障害があることにより、世帯の家計にどのような影響をもたらしているのかを探っていく。

本研究でもちいたデータのもととなる「障害者生活実態調査」の実施方法、および概要については、「調査の概要」に詳しく述べられている。具体的な方法としては、まず、回答者本人の収入および世帯収入について、収入合計、内訳、年金受給状況、課税の状況について、障害別、性別、世帯類型別、世帯主であるか否か等に着目し、分析する。また、障害者世帯特有の支出のひとつとして、福祉サービス利用にかかわる負担が挙げられる。これについて分析する際の基礎データとして、福祉サービスの利用頻度、自己負担金などについて、障害別、世帯類型別、身体の自立の状況別にみていく。

2.分析結果

(1)本人収入

2005 年度 1 年間の本人収入を「雇用者収入」、「公的年金（障害年金）」、「公的年金（障害年金以外）」、「雇用保険」、「生活保護」、「手当（障害に関係して）」、「手当（障害以外）」、「仕送り」、「企業年金・個人年金当」、「その他の所得」にわけて、「万円」単位で記入してもらった。

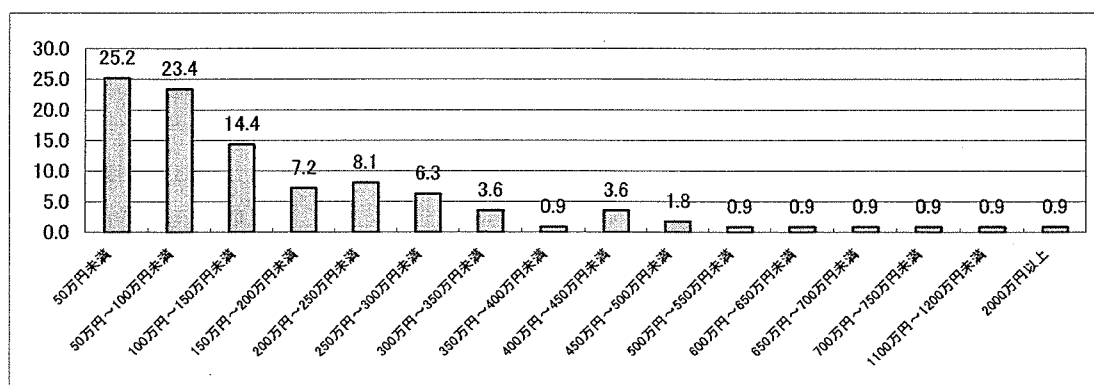
・本人収入平均額

これらの本人収入をすべて合計した総収入の平均値は、155.03 万円だった（高額所得者 2 人、2000 万円、1126 万円、本人収入の欄にすべて無回答だった 2 人を除く、以下特に記述がない限り同じ）。中央値は 103.00 万円であり、低額に偏っている。収入が 0 の 13 人を含め、50 万円未満の人が 25.2%、50 万円～100 万円未満の人が 23.4%であった。200 万円未満の人は 70.3%と多数を占める。

表1 収入合計A(本人)

度数	有効	109
	欠損値	0
平均値		155.30
中央値		103.00
標準偏差		153.155
最小値		0
最大値		748

図1 収入階層(本人)



・ 本人収入内訳

本人収入の内訳をみていこう。得ている人が一番多い項目は「公的年金(障害年金)」(57人、50.4%)である。次いで「雇用者所得」(44人、38.9%)、「公的年金(障害以外)」(23人、20.4%)となっている。得ている割合が多い「公的年金(障害年金)」も、約半数である。また、雇用者所得を得ている人の額は公的年金(障害年金、障害年金以外)と比較してばらつきが大きい。

表2 所得内訳 ※雇用者所得は高額所得者1名を除く

	回答(人)	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
雇用者所得	44	178.2	197.5	118.0	2	800
公的年金(障害年金)	57	103.5	79.0	103.5	8	240
公的年金(障害以外)	23	97.4	74.2	80.0	15	285
雇用保険	7	66.0	74.1	24.0	1	194
生活保護	4	86.8	33.2	80.5	55	131
手当(障害)	12	21.0	21.3	11.1	5	79
手当(障害以外)	2	109.5	116.7	109.5	27	192
仕送り	4	40.5	41.4	30.0	6	96
企業年金・個人年金	8	48.6	41.6	55.0	1	116
その他の所得	6	40.0	44.1	27.5	2	119

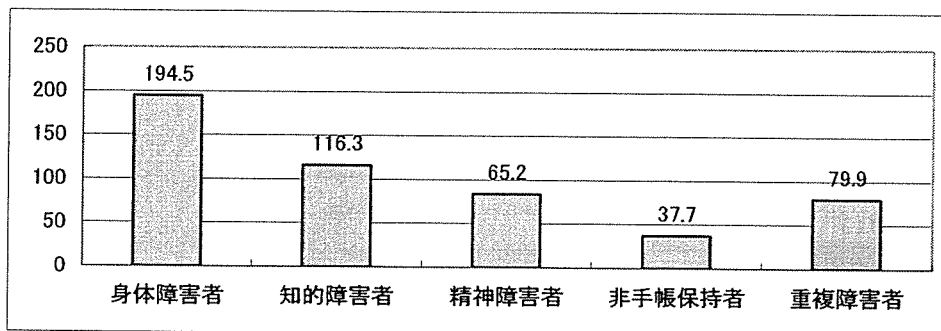
・障害別本人収入

障害別にみていこう。身体障害者の収入合計が一番高く 194.51 万円なのに対し、知的障害者は 116.25 万円である。精神障害者は 84.23 万円、精神障害者で非手帳保持者は 37.67 万円、重複障害者は 79.86 万円とさらに低い額になっている。

表3 障害別収入(本人)

障害種別	平均値	度数	標準偏差
身体障害者	194.51	72	172.371
知的障害者	116.25	8	55.854
精神障害者	84.23	13	44.127
非手帳保持者	37.67	9	46.157
重複障害者	79.86	7	37.778
合計	155.30	109	153.155

図2 障害別収入(本人)



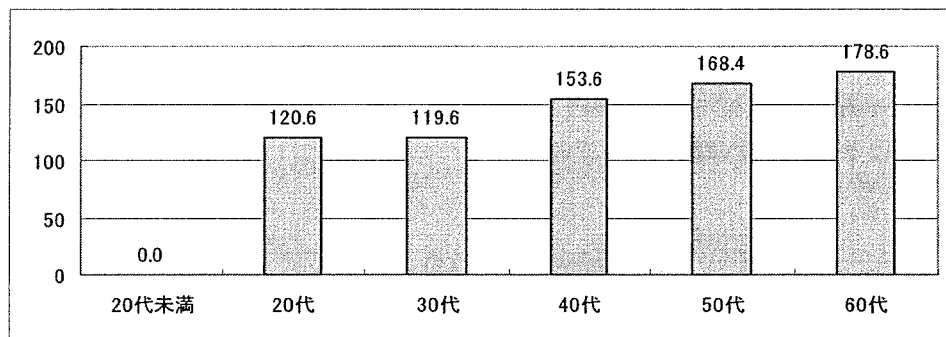
・年齢別本人収入

年齢が高くなるにつれて総収入も増え、60代が178.59万円となっている。ただし、比較的収入が高い50代、60代でも、収入がゼロや一桁台の人から600～700万円台の人まで、ばらつきが大きい。

表4 年齢別収入(本人)

年齢	平均値	度数	標準偏差
20代未満	0	1	0
20代	120.56	9	164.648
30代	119.59	17	133.418
40代	153.64	22	126.500
50代	168.39	28	168.343
60代	178.59	32	165.736
合計	155.30	109	153.155

図3 年齢別収入(本人)



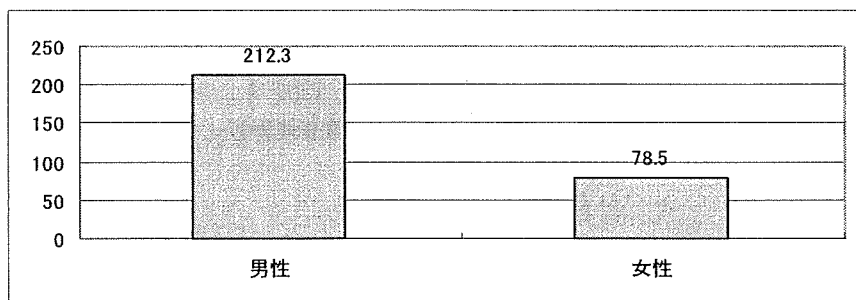
・性別本人収入

男性の平均値が 212.25 万円、女性の平均値が 78.50 万円で、133.75 万円の差がある。

表5 性別収入(本人)

性別	平均値	度数	標準偏差
男性	212.25	61	165.584
女性	78.50	48	96.651
合計	155.30	109	153.155

図4 性別収入(本人)



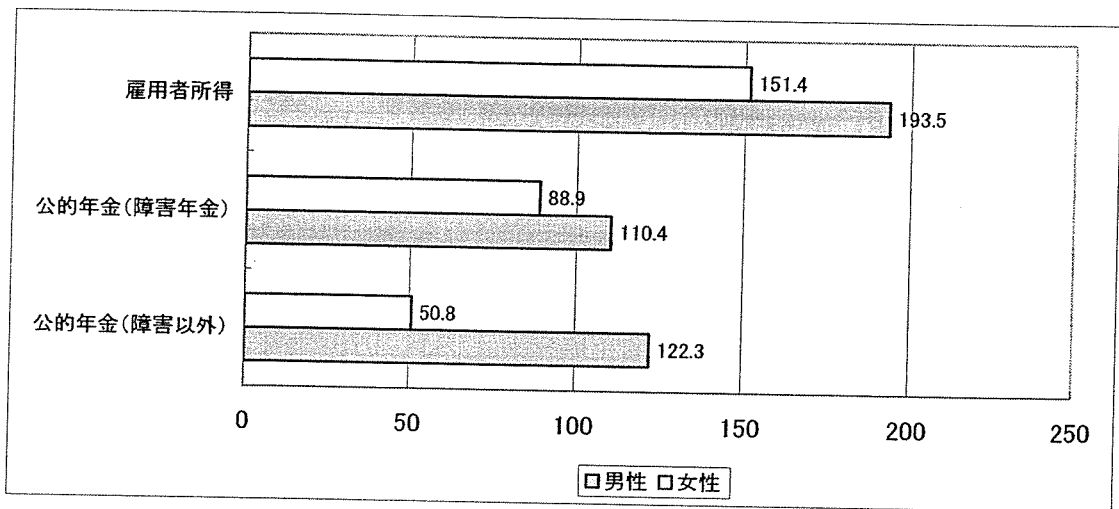
・男女差の中身

男性と女性の収入差はどこから出てくるのか。収入のなかで多くの人がある、「雇用者所得」、「公的年金（障害年金）」、「公的年金（障害年金以外）」を、それぞれ「0」の人を除外した平均値を男女別に計算したところ、3つの項目についていずれも男性の方が多かった。公的年金（障害年金）については、比較的差が小さいが、雇用者所得（高額所得者を除く）は50万円以上、公的年金（障害年金以外）は70万円以上の差がある。

表6 収入内容の男女差

	度数	平均値	男性	女性
雇用者所得	45	218.6	193.50	151.38
公的年金(障害年金)	57	103.5	110.37	88.89
公的年金(障害以外)	23	97.4	122.33	50.75

図5 収入内容の男女差



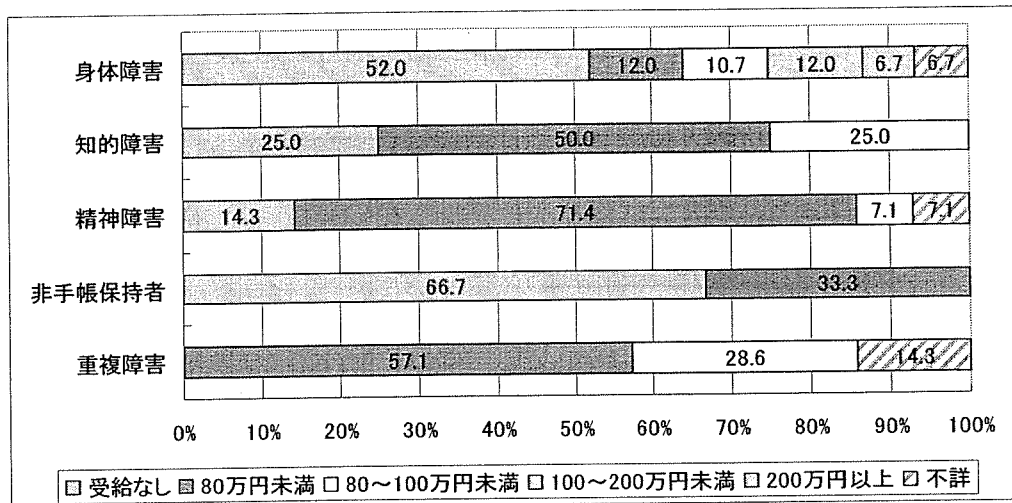
・公的年金（障害）

約半数の人が得ている「公的年金（障害年金）」について、障害別にみていこう。身体障害者は年金（障害）を受給していない人が半数いる。知的障害者は、2人を除く6人が受給しているが、額は80万円未満の人が50.0%と半数である。精神障害者も同様に、2人を除く11人（不詳1人）が受給しているが、やはり受給額は80万円未満が71.4%と多数を占める。重複障害者も同様の傾向を示しており、7名のうち6名が受給（不詳1名）しているが、受給額は80万円未満が57.1%である。非手帳保持者(精神障害)は66.7%が「受給なし」と答えている。

表7 障害種別と障害年金階層グループの収表

	受給なし	80万円未満	80～100万円未満	100～200万円未満	200万円以上	不詳	合計
身体障害	39 52.0%	9 12.0%	8 10.7%	9 12.0%	5 6.7%	5 6.7%	75 100.0%
知的障害	2 25.0%	4 50.0%	2 25.0%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	8 100.0%
精神障害	2 14.3%	10 71.4%	1 7.1%	0 .0%	0 .0%	1 7.1%	14 100.0%
非手帳保持	6 66.7%	3 33.3%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	9 100.0%
重複障害	0 .0%	4 57.1%	2 28.6%	0 .0%	0 .0%	1 14.3%	7 100.0%
合計	49 43.4%	30 26.5%	13 11.5%	9 8.0%	5 4.4%	7 6.2%	113 100.0%

図6 障害種別と障害年金階層グループの収容表



(2)世帯類型との関連

以下では、世帯類型との関連で本人収入をみていく。世帯類型は単独世帯、生殖家族、定位家族、その他世帯、グループホーム居住である。単独世帯は障害者が一人で営む世帯であり、生殖家族は障害をもつ当事者が配偶者（と子ども）と暮らしている世帯、定位家族は配偶者がおらず、父母（あるいは父母のうちいずれか）と暮らしている世帯とした（その他世帯のうちわけは、本人、配偶者、弟の3人暮らしが1世帯、本人、妹の2人暮らしが1世帯、本人、兄の2人暮らしが1世帯であった）。生殖家族については配偶者がいることを第一条件とし、父母との同居の有無は問わなかった。

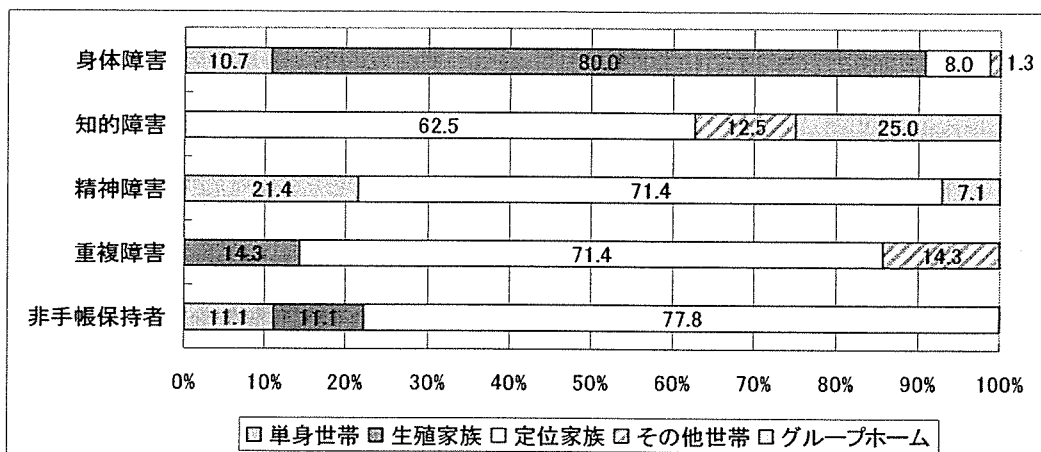
・世帯状況

分析に先立って全体の世帯状況をみていこう。障害者世帯全体では生殖家族が多く 53.1%、次いで定位家族が 30.1%となっている。ただし、障害別にみると数値が異なってくる。身体障害者は生殖家族が 77.3%を占め、知的障害者、精神障害者、重複障害者、非手帳保持者は定位家族が多く、それぞれ 62.5%、71.4%、71.4%、77.8%を占める。生殖家族に暮らす障害当事者のほとんどは、身体障害者であることに留意しておきたい。

表8 障害種別 と 世帯類型B の対比表

	世帯類型B					合計
	単身世帯	生殖家族	定位家族	その他世帯	グループホーム	
身体障害	8 10.7%	60 80.0%	6 8.0%	1 1.3%	0 .0%	75 100.0%
知的障害	0 .0%	0 .0%	5 62.5%	1 12.5%	2 25.0%	8 100.0%
精神障害	3 21.4%	0 .0%	10 71.4%	0 .0%	1 7.1%	14 100.0%
重複障害	0 .0%	1 14.3%	5 71.4%	1 14.3%	0 .0%	7 100.0%
非手帳保持者	1 11.1%	1 11.1%	7 77.8%	0 .0%	0 .0%	9 100.0%
合計	12 10.6%	62 54.9%	33 29.2%	3 2.7%	3 2.7%	113 100.0%

図7 障害種別 と 世帯類型B の対比表



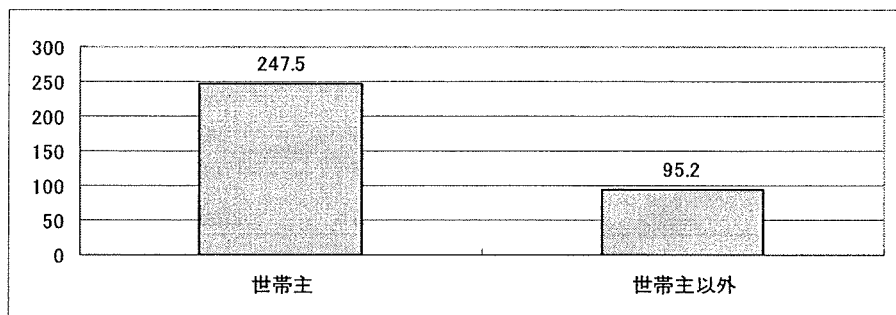
・世帯主別本人収入

まず本人が世帯主であるかどうかで、本人収入に差があるかを分析したところ、世帯主か否かで平均値に 150.28 万円の大きな差があった。世帯主のなかでは差が大きい、世帯主以外では低い水準で差が少ない。

表9 世帯主別本人収入

世帯主か否か	平均値	度数	標準偏差
世帯主	247.51	43	177.460
世帯主以外	95.23	66	96.622
合計	155.30	109	153.155

図8 世帯主別本人収入



・配偶者の有無・性別本人収入

配偶者の有無別に本人収入をみていくと、配偶者がある人となない人では大きな差がみられた。配偶者有りの本人収入が 193.88 万円であるのに対し、未婚者の本人収入は 107.27 万円と 86.61 万円の差がある。

表10 配偶者の有無別収入(本人)

配偶者の有無	平均値	度数	標準偏差
配偶者有り	193.88	57	187.185
未婚	107.27	41	91.330
死別	0	1	—
離別	147.90	10	60.945
合計	155.30	109	153.155

これをさらに性別にみていくと新たな局面がみえてくる。本人収入が圧倒的に多いのは配偶者のいる男性（世帯主であることが多い）で、301.66 万円、次いで離別男性の 181.40 万である。すべての項目において女性は男性よりも収入が低い、一番差が大きいのは、配偶者のいる人の男女差であり、男性の 301.66 万円に対して女性の 82.25 万円と、219.41 万円の差がある。

表11 配偶者の有無・性別収入(本人)

配偶者の有無/性別	平均値	度数	標準偏差
配偶者有り(平均)	193.88	57	187.185
配偶者有り・男性	301.66	29	188.339
配偶者有り・女性	82.25	28	102.409
未婚(平均)	107.27	41	91.330
未婚・男性	121.93	27	82.294
未婚・女性	79.00	14	103.989
死別(女性)	0	1	—
離別(平均)	147.90	10	60.945
離別・男性	181.40	5	68.839
離別・女性	114.40	5	28.510
合計	155.30	109	153.155